伊那市太陽エネルギー利用設備設置補助金の申請に係る確認表

　伊那市太陽エネルギー利用設備設置補助金交付要綱に基づく補助金の交付申請に当たり、要綱及び以下に掲げる要件を遵守します。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　申請者　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 内　容 | 確認欄 |
| 全種共通事項 | 市内の既存住宅又は事業所へ設備を設置すること。 |  |
| 市長が指定した日以降に太陽エネルギー利用設備の設置事業に着手し、当該年度の２月末日までに、第９条に規定する実績報告書を提出できること。 |  |
| 次に掲げるいずれかの法人又は個人事業主に太陽エネルギー利用設備を設置させること。  ・市内に本店を有するもの  ・長野県内に本店を有し、市内に支店又は営業所を有するもの |  |
| 以前に太陽エネルギー利用設備の設置に関し、市の同種の補助金の交付を受けたことが無いこと。個人にあっては、全ての世帯員が以前に当該補助金の交付を受けたことがないこと。 |  |
| 市税及び分担金、使用料その他の歳入を滞納していないこと。個人にあってはすべての世帯員が滞納していないこと。 |  |
| 伊那市暴力団排除条例（平成２４年伊那市条例第１２号）に規定する暴力団若しくは暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者でないこと。 |  |
| 太陽光発電設備 | 未使用の太陽光発電設備であること。 |  |
| 固定価格買取制度又はFIP（フィードインプレミアム）制度の認定を取得しないこと。 |  |
| 発電する電力量のうち、自家消費する電力量が次の割合以上であること。  ・既存住宅　３０％  ・事務所　　５０％  （注）設置年度の翌年度末に、各月の発電量と自家消費量を記載した自家消費量調査及び、それらの数値を確認できる書類を市へ提出いただきます。 |  |
| 自己託送を行わないものであること。 |  |
| 余剰電力は、市長が指定する小売電気事業者へ売電すること。 |  |
| 太陽光発電設備 | 既存設備の更新の場合は、設置から１７年を経過すること。 |  |
| 本事業により取得した温室効果ガス排出削減効果について、J-クレジット制度への登録を行わないこと。 |  |
| 再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」（資源エネルギー庁）に定める遵守事項等に準拠して事業を実施すること。 |  |
| 定置型蓄電設備 | 未使用の定置型蓄電設備であること。 |  |
| 本事業で設置する太陽光発電設備に常時接続する設備であること。 |  |
| 補助対象経費（消費税及び地方消費税を含まない。）が１kWh当たり次の額以下であること。  ・既存住宅　１５万５千円  ・事務所　　１９万円 |  |
| 既存設備の更新の場合は、設置から６年を経過していること。 |  |
| 本事業により取得した温室効果ガス排出削減効果について、J-クレジット制度への登録を行わないこと。 |  |
| 「補助制度の手引き」に記載されている「その他定置型蓄電設備の要件」に適合していること。 |  |
| 太陽熱利用システム | 未使用の太陽熱利用システムであること。 |  |
| 太陽集熱器が日本産業規格 A 4112で規定する太陽集熱器と同等以上の性能を有するものであること。 |  |
| 既存設備を更新する場合は、設置から１５年が経過していること。 |  |
| 本事業により取得した温室効果ガス排出削減効果について、J-クレジット制度への登録を行わないこと。 |  |

**※ この確認表は、伊那市太陽エネルギー利用設備設置補助金交付申請書に添付する「その他市長が必要と認める書類」として、一緒に提出してください。**